

《 福岡市ヨットハーバーに係る指定管理者の候補者選定の概況 》

福岡市ヨットハーバーに係る指定管理者については、下記のとおり、その候補となる団体（指定管理者の候補者）を選定しました。

なお、選定された指定管理者の候補者を指定管理者とする議案が議会で可決された場合には、同候補者が指定管理者として、本施設の管理運営にあたることとなります。

記

1 指定管理者の候補者団体名

小戸サンセットハーバー共同事業体

2 公募の概要

(1) 応募団体数

3団体

(2) 募集スケジュール

・募集要項配布 令和6年7月1日（月）～ 8月30日（金）

・応募書類受付 令和6年8月23日（金）～ 8月30日（金）

・選考 令和6年9月12日（木）、10月4日（金）

3 選考の概要

(1) 選定委員の構成

委員5名（うち、民間委員4名、市職員1名）

(2) 評価基準

別紙のとおり

(3) 選定結果

	団体名	評点
第1位	小戸サンセットハーバー共同事業体	635点
第2位	FUKUOKA YH&B MIRAI プロジェクト JV	584点
第3位	A団体	552点

#### (4) 選定の講評

##### ○小戸サンセットハーバー共同事業体

小戸サンセットハーバー共同事業体の提案は、主に以下の各点が評価され、複数のマリーナにおける管理運営実績に基づく具体的かつ実現性の高い提案がなされていた点を重視し、総得点及び各委員の評価に基づき、総合的に判断した結果、同団体を第1順位とした。

- ・市内に経営するマリーナを有することを活かした提案がなされており、ヨット環境の維持・強化、事故発生時等における迅速な対応が期待できる。
- ・経営基盤が安定しており、指定管理期間中、安定した経営が見込まれる。
- ・専門性の高い人材任用計画に加え、実現性の高い運営体制や近隣との連携を含めた賑わい創出に係る取組がバランスよく提案されている。

なお、ヨットハーバーの設置目的に沿って、利用者の声を反映した管理運営に取り組んでいただきたい。

また、提案された取組については実現に向け、努めていただきたい。

##### ○FUKUOKA YH&B MIRAI プロジェクト JV

FUKUOKA YH&B MIRAI プロジェクト JVの提案は、主に以下の各点が評価され、総得点及び各委員の評価に基づき、総合的に判断した結果、同団体を第2順位とした。

- ・共同事業体の各構成団体が有するノウハウを活かし、高いサービス提供力やマネジメント能力に基づいて、ヨットハーバーの賑わいの創出に係る多様な提案がなされている。
- ・共同事業体の経営基盤が良好である。
- ・スタッフに対する平時からの防災訓練や安全意識向上のための教育について具体的な提案がなされている。

##### ○A団体

A団体の提案は、主に以下の各点が評価され、総得点及び各委員の評価に基づき、総合的に判断した結果、同団体を第3順位とした。

- ・海洋性スポーツの発展を目指し、ヨット環境の強化について提案がなされている。
- ・かつてヨットやボートを楽しんだ方々の取り込みなどの利用促進や増収のための取組について多様な提案がなされている。
- ・平時からのスタッフへの定期的な防災訓練が提案されている。

(5) 市における候補者の選定理由

福岡市ヨットハーバーは『市民の海洋性スポーツの振興とあわせて海洋思想の普及を図ること』という目的で設置された施設である。ヨットハーバーは、高い公共性、公平性及び安全性が求められる施設であり、その施設の設置目的に鑑み、「ヨット環境の維持・強化」並びに安定した施設の管理体制や利用者に対するサービスの質の確保及び向上に加え、より多くの市民に利用してもらうための賑わいの創出を図っていく必要がある。

今回の選定にあたっては、施設の設置目的を踏まえた総合的な管理運営方針や施設の効用を最大限発揮する管理運営について提案がされているかなどの観点から、申請者の提案について審査を行った。

その結果、選定・評価委員会における前記の評価内容を踏まえ、市において総合的に判断し、小戸サンセットハーバー共同事業体を指定管理者の候補者に選定した。

4 指定期間

令和7年4月1日から令和11年3月31日まで

◎お問い合わせ先

港湾空港局港湾振興部港湾管理課施設管理係

電 話：092-282-7118

FAX：092-282-7772

福岡市ヨットハーバー 評価基準		
評価項目	評価基準	配点 ※1
1 管理運営方針	・施設の設置目的及び募集要項「1 指定管理者制度の目的及び趣旨」に合致した総合的な管理運営方針が提案されているか。	30
2 管理体制	① ・管理責任者及び管理体制について明確に示されているか。 ・運営上必要な知識等を有した人員が適正に配置されているか。 ・高齢者、障がい者等の雇用拡大に関する提案がされているか。	10
	② ・業務の再委託は適正であるか。（一部再委託がある場合）	5
	③ ・人材育成の明確な方針を持ち、施設の管理運営に携わる職員の研修計画等が記載されているか。	5
3 施設の効用を最大限発揮する管理運営	① ・施設を効果的に運営するための基本的な考え方や具体的な運営計画が提案されているか。	10
	② ・利用者に対するサービスの質の確保及び向上の方策について具体的に提案されているか。	15
	③ ・施設を有効に活用した賑わい創出に係る取組について、具体的かつ実現可能性の高い指定管理者企画事業の提案がされているか。 ・上記取組について、継続的な採算性が確保でき、市費の削減が期待できるものであるか。	15
	④ ・地域や関係団体との円滑な連携に向けた具体的な取組みが提案されているか。	10
	⑤ ・事故防止に向けた平時からの安全対策や危機管理体制の構築が図られているか。 ・災害・事故発生時の体制・対応方針が明確か。	15
4 増収及び管理経費の縮減等	① ・利用促進等による増収対策について、実現可能な提案がされているか。	5
	② ・ヨットハーバーの特性と課題を踏まえ、管理経費の縮減に向けた効率的な管理運営手法が提案されているか。	10
5 運営実績・ノウハウ	・マリナー施設の運営実績やノウハウを十分に有しており、施設管理運営にどう活かしていくか示されているか。	5
6 個人情報の保護	・利用者の個人情報保護について、職員への制度理解の促進を図り、十分な措置を講じているか。	5
7 収支計画	・市が提示した指定管理料の上限の範囲内での収支計画となっているか。	10
8 地場・中小企業の育成 ※2	・応募者が本市の区域内に主たる事業所（本社）を有している団体のみであり、かつ中小企業である。（みなし大企業を除く）	10
	・応募者が本市の区域内に主たる事業所（本社）を有している団体が1社以上含まれており、かつ中小企業が1社以上含まれている。	
	・応募者が本市の区域内に主たる事業所（本社）を有している団体のみである。	
	・応募者が本市の区域内に主たる事業所（本社）を有している団体が1社以上含まれている。	
	・応募者が本市の区域内に主たる事業所（本社）を有している団体が含まれていない。	
9 経営基盤	・管理体制を維持できる安定的な経営基盤を有しているか。 ※各応募者を評価するにあたって、経営規模の大きさや知名度ではなく、指定管理者として「指定管理期間中、安定的な経営が見込まれ、施設の管理に影響を及ぼさないか」という趣旨で、経営基盤の有無について総合的に評価します。	

160

※1 審査は5段階評価（1点～5点）を基本とし、内容に応じて点数を加重（1倍～6倍）する。

※2 本市の区域内に主たる事業所（本社）を有している団体のみかつ中小企業の場合10点、本市の区域内に主たる事業所（本社）を有している団体のみかつ中小企業1社以上の場合7点、本市の区域内に主たる事業所（本社）を有している団体のみの場合5点、本市の区域内に主たる事業所（本社）を有している団体が1社以上含まれている場合3点、いずれにも該当しない場合は0点とする。

※3 上記配点の合計160点満点中、95点を指定管理候補者とするための最低基準とする。最低基準を満たさない場合は選定しない。

※4 福岡市競争入札参加資格停止等措置要領に基づく競争入札参加停止措置を受け、公告日が競争入札参加停止の措置期間満了日の翌日を起算日とする競争入札参加停止の措置期間と同期間の間にあるものについては、10点の減点を行う。

※5 外郭団体（外郭団体が共同事業体で応募する場合も含む。以下、同じ。）と他の民間団体の応募者とのイコールフットイングについては、外郭団体の合計点数から5%の減点を行う。